

## 大阪精神医療センターにおける公的研究費等の不正使用防止対策の基本方針

令和3年9月24日

改正 令和4年9月15日

「大阪精神医療センターにおける公的研究費等の取扱いに関する規程」第4条第2項に掲げる不正使用防止対策の基本方針については、公的研究費等の原資の大部分が貴重な税金であることから、その運営・管理については、適正に行わなければならない。

大阪精神医療センター（以下「センター」という。）における公的研究費等の不正使用防止対策に関する基本方針を以下のとおり定める。

1. 不正使用防止対策に関する責任体系を明確にし、センター内外に公表する。
2. 事務処理に関する職務権限やルールを明確化するとともに、不正使用防止対策に関する関係者の意識向上を図り、抑止機能を備えた環境・体制整備を図る。
3. 不正使用を誘発させる要因に対応した具体的な不正使用防止計画を策定し、実効性のある対策を確実に継続的に実施する。
4. 適正な予算執行ができるよう、実効性のあるチェックシステムを構築し、公的研究費等の適正な運営・管理を行う。
5. 公的研究費等の使用ルール等を適切に情報共有・共通理解できる環境を整備する。
6. 公的研究費等の不正使用が起きない、起こさない環境づくりを目指し、実効性のあるモニタリング体制を整備する。

以上